

# 日本語版 Web サイトガイド

(1.1 版)

平成 28 年 12 月 1 日

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

## 【目次】

1	経緯及び目的.....	1
2	基本的な考え方.....	1
3	デザイン.....	2
3. 1	トップページのデザイン.....	2
3. 1. 1	ヘッダ.....	5
3. 1. 2	ナビゲーション.....	5
3. 1. 3	キービジュアル等.....	6
3. 1. 4	コンテンツ.....	7
3. 1. 5	関連リンク.....	7
3. 1. 6	SNS 等（ソーシャルメディア）.....	8
3. 1. 7	フッタ.....	8
3. 2	トップページ以外のデザイン.....	9
3. 2. 1	ヘッダ.....	9
3. 2. 2	ナビゲーション.....	9
3. 2. 3	コンテンツ.....	10
3. 2. 4	フッタ.....	10
4	サイト構造と検索.....	10
4. 1	コンテンツ.....	10
4. 2	タグ等.....	11
4. 3	ディレクトリ.....	11
4. 4	検索.....	12
5	機能等.....	12
5. 1	アクセシビリティ.....	12
5. 2	モバイル.....	12
5. 3	多言語.....	12
5. 4	検索エンジン等対応.....	12
5. 5	ブラウザ.....	13
5. 6	API.....	13
5. 7	CMS.....	13
5. 8	IPv6 対応.....	13
5. 9	セキュリティ.....	13
5. 10	利用規約.....	14
5. 11	バナー.....	14

【更新履歴】

版数	更新年月日	更新内容	備考
1.0	2015年6月5日	第1.0版作成	
1.1	2016年12月1日	第1.1版改定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3.1.7 フッタ（修正）</li> <li>・ 5.5 アクセス分析（削除）</li> <li>・ 5.9 国民からの意見収集（削除） 等</li> </ul>	

## 1 経緯及び目的

各府省では、自府省内の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、Web サイトの整備・運用を推進しているところである。

他方、国民は、多様な機器や手段を用いて府省のサイトにアクセスを行っているところであるが、政府の Web サイトには、進歩の速い Web 関連技術への的確な対応を図りつつ、ユーザビリティにも配慮し、利用者が的確に必要な情報にアクセスできるようにすることが求められている。

これまで、Web サイト運用時のセキュリティ面については、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（以下「統一基準」という。）において、基本的ルールが定められてきている。一方で、情報化を推進するとともに、利用者の利便性向上のための Web サイト構築時の基本ルールについては、従来から、その必要性が指摘されてきたところである。

本ガイドは、「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」（平成 26 年 4 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、各府省が Web サイトを見直し又は構築する際のデザイン、Web サイトの構造、情報収集を容易にするためのタグの統一等、利用者視点での情報提供を行うため、政府の Web サイトにおいて留意すべき事項を示したものである。

各府省においては、「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」（平成 27 年 3 月 27 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、それぞれの保有する Web サイトの見直し又は構築に当たっては、本ガイドに沿った、利便性向上の観点から必要な対応を行うものとする。

なお、Web 関連技術の進歩は速いことから、本ガイドは、技術進歩に応じて随時見直しを図っていくこととする。

## 2 基本的な考え方

各府省の Web サイトのデザインや機能が各府省独自である場合、例えば、複数府省の Web サイトを活用する利用者が、同種の項目や分類の情報を府省横断的に収集しようとした場合、情報収集が効率的にできないおそれがある。また、アクセシビリティの機能等の共通機能の操作位置が異なることも利用者には不便となるおそれがある。さらに、ユーザビリティの観点からは、利用者の視線や操作の流れ、スクロールの必要性、配色、多様な機器への対応等の様々な検討を行っていくことも求められる。

本ガイドは、環境やニーズの変化に柔軟に対応できる Web サイトの考え方として、高機能のサイトを構築するよりも、シンプルな構造のサイトを構築することを推奨する。

また、利用者が、情報（コンテンツ）を自由に活用し、外部の第三者が利用者本位で情報を再構成して再配布する等のオープンデータへの対応も重要と考えている。

以上を踏まえ、Web サイト構築に当たっての基本的な考え方は、以下のとおりとする。

1) 利用者視点の重視

コンテンツは、誰でも読みやすい平易な表現で記述し、利用者の視点から表示方法の検討を行う。

2) シンプル・デザイン

画面や構造をできる限りシンプルにし、利用者に高い視認性を提供する。

3) 統一デザイン

複数の府省のサイトを閲覧しても迷わない、統一的なデザインにする。

4) 独立したコンテンツ

コンテンツはブロック化した独立構造にし、メタデータやタグでコントロールをする。

5) タグの活用

コンテンツに内容や形態等のタグをつけることで、情報の検索性を向上させる。

6) ディレクトリの共通化

ディレクトリの名前を共通化することで、コンテンツの検索性を向上させる。

7) 様々な機器や画面サイズへの対応

様々な機器や画面サイズでも読みやすい形で情報を提供する。

8) インタフェースの充実

Web サイトの情報を機械的に活用できるように、インタフェースを充実させる。

### 3 デザイン

#### 3. 1 トップページでのデザイン

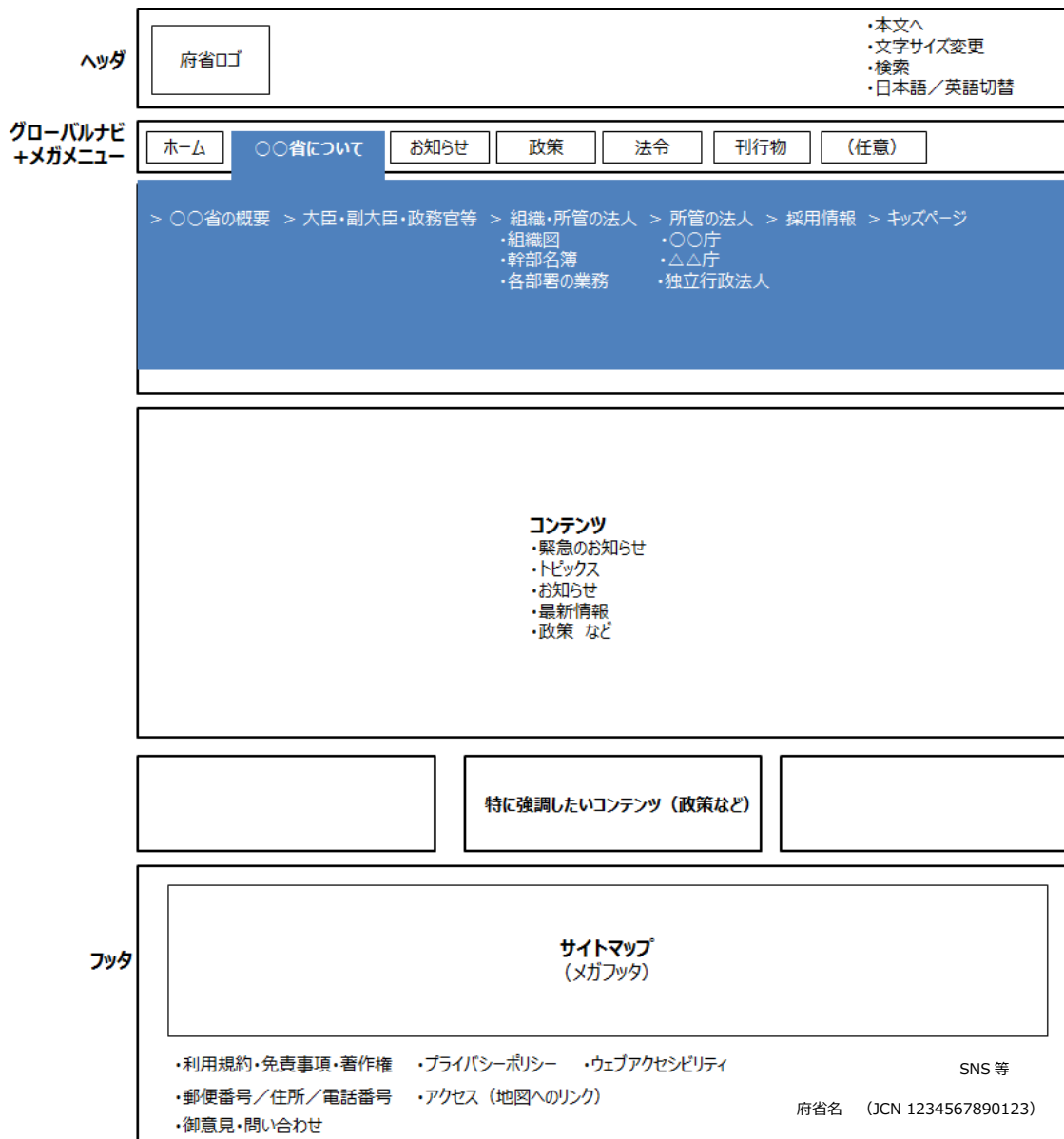
Web サイトのトップページの基本デザインは、提供主体や目的を示すヘッダ、サイト構成を示すメニュー、重要な注目情報を表示するキービジュアル、提供する情報本体であるコンテンツ、フッタにより構成する。

また、「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」（平成 27 年 3 月 27 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）で「共通のカテゴリ」として示された情報を的確に入手可能なデザインにする。

Web サイトの構築基盤による技術的制約が存在することから、本ガイドでは基本デザインを 2 パターン提示する。

- パターン A (メガメニュー方式) : メガメニュー方式は、「共通のカテゴリ」を画面上部のグローバルメニューに配置し、マウス操作等により詳細項目まで展開するものである。

図 1 : パターン A のイメージ

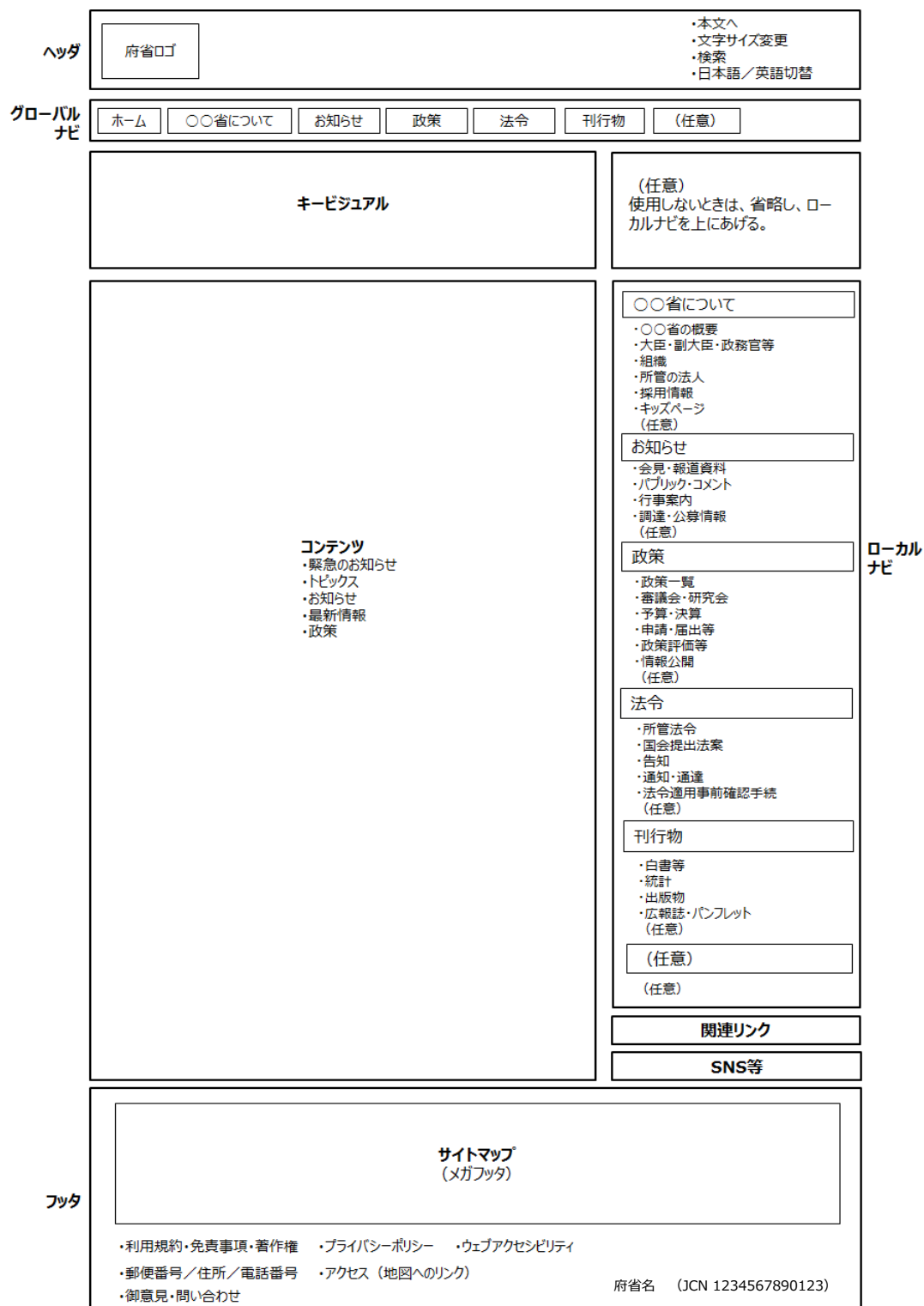


(グローバルナビにマウスを重ねる等で詳細メニューが表示される)

※本イメージはグローバルナビにマウスを重ね、詳細メニューが表示された状態

- パターンB（ローカルナビ方式）：ローカルナビ方式は、メガメニューを使用せず、画面右側に配置されたローカルナビを使用するものである。

図2：パターンBのイメージ



### 3. 1. 1 ヘッダ

ヘッダ部分には、共通機能を統一した操作性で提供する等の観点から、ロゴマークや文字サイズの変更案内、検索窓等のメニューを配置する。また、下位階層のページも同じヘッダを使うことを推奨する。

#### 1) 府省ロゴ

ロゴマークをヘッダ部分に配置することで、利用者は現在閲覧中のサイトを認識することができる。各府省のロゴは、ヘッダの左側に配置し、トップページへのリンク機能を持つ。

#### 2) 本文へ

音声読み上げソフトに配慮したメニューである。ヘッダやグローバルナビ等をスキップして、コンテンツの最初の行に移動する。クリックしても、同様にコンテンツに移動する。

#### 3) 文字サイズ変更

高齢者など細かい文字が読みづらい人向けに、文字サイズを変更する機能である。文字拡大機能であることから「標準・大」の表記を推奨する。

#### 4) 検索

サイト内検索のための入力スペース（検索窓）と検索ボタンを設置する。条件指定等のカスタム検索などができる場合は、ここに記載する。

#### 5) 日本語/英語等切り替え

日本語ページと英語ページの切り替えを行う。他の言語にも対応している場合は、ここに記載する。

### 3. 1. 2 ナビゲーション

目的のコンテンツに素早く移動するためのメニューボタンである。ヘッダ直下に設置し、大分類の情報ページに移動するグローバルナビ、グローバルナビのボタン上にマウスポインタを置くと中分類の情報が表示されるメガメニュー、画面右側に大分類と中分類が表示されるローカルナビが使われる。

ナビゲーションにおける大分類と小分類は「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」（平成 27 年 3 月 27 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の「共通のカテゴリ」をもとに、各府省の既存のサイト項目を勘案し、以下の項目とする。利用者の利便性を高めるため、大分類と中分類は項目名と順番をそのまま使用することが望ましい。（詳細は参考 1 を参照）

#### 1) グローバルナビ



Web サイト全体で共通的に表示されるナビゲーションである。

① ホーム

トップページに戻るボタンである。

② ○○省について

各府省の概要、大臣・副大臣・政務官等、組織、所管法人、採用情報、キッズページなどの中分類を記載したページに移動するボタンである。（○○省は府省名にする）

③ お知らせ

各府省の会見・報道資料、パブリック・コメント、行事案内、調達・公募情報などの中分類を記載したページに移動するボタンである。

④ 政策

各府省の政策一覧、審議会・研究会、予算・決算、申請・届出等の手続案内、政策評価等、情報公開などの中分類を記載したページに移動するボタンである。

⑤ 法令

各府省の所管法令、国会提出法案、告示、通知・通達、法令適用事前確認手続などの中分類を記載したページに移動するボタンである。

⑥ 刊行物

各府省が出している白書等、統計、その他出版物、広報誌・パンフレットなどの中分類を記載したページに移動するボタンである。

※ 上記以外に、府省として必要なカテゴリがあれば、大分類および中分類に任意で追加可能とする。大分類を追加する場合は「刊行物」の後に、中分類を追加する場合は、本項「①～⑥」で記載している中分類の後に配置すること。

2) メガメニュー

パターンA（メガメニュー方式）のサイトの場合、グローバルヘッダ上にマウスポインタを置くと、ボタン毎に中分類が拡大表示される。画面をシンプルに構成できることから、この方式を推奨する。

3) ローカルナビ

パターンB（ローカルナビ方式）のサイトの場合、画面右側に大項目と中項目の一覧を配置し、各内容のページに移動させる。グローバルナビ同様、最後列に任意の項目を追加可能である。

4) サイトマップ（メガフッタ）

サイト構造を表示する。（フッタの項目を参照）

3. 1. 3 キービジュアル等

画像などを使い、特に強調したい情報を掲載する。

#### 1) キービジュアル

特に強調したいコンテンツがある場合、ここに画像などを掲載し、クリックすることで該当ページに移動する。複数画面を切り替えて使うことも可能である。

#### 2) キービジュアル横自由領域

キービジュアル以外にも、特に強調したいコンテンツがあれば、キービジュアルの右側に画像などを掲載し、クリックした場合には該当ページに移動する。この領域は任意の領域であり、使用しない場合は、ローカルナビを上まで詰めて表示する。

### 3. 1. 4 コンテンツ

緊急のお知らせ、トピックス、その他お知らせ、最新情報、政策など、トップページに表示したい内容を記載する。

#### 1) 緊急のお知らせ

事故情報等の関係者に緊急にお知らせをする必要がある情報を記載する。赤字の使用等で、目立つ工夫を行う。

#### 2) トピックス

政策などに関して、利用者に対して提供したい話題がある場合に記載する

#### 3) お知らせ

府省における活動のアップデートや告知を伝えたい場合に記載する。

#### 4) 最新情報

最新情報を記載する。最新情報には、最新情報タグを付与する。RSS等の配信サービスを実装する場合には、提供する情報の前に [ ] で囲った最新情報タグを記載する。

#### 5) 政策

当該府省が担当する政策について政策分類等をもとに記載する。トップページに必ずしも載せる必要は無い。

### 3. 1. 5 関連リンク

関連リンクのページへの案内を表示し、リンク一覧ページに移動する。パターンA（メガメニュー方式）の場合には、メガフッタに記載する。パターンB（ローカルナビ方式）の場合には、ローカルナビの下部に表示する。

リンク一覧ページには、バナー、各府省が運営するドメインリスト、ソーシャルメディアや関連機関・プロジェクト等がある。バナーは、このリンク一覧ページに掲載

し、トップページには掲載しないことが望ましい。

### 3. 1. 6 SNS等（ソーシャルメディア）

各府省がTwitter、Facebook、YouTubeなどのSNS等での情報発信を行っている場合に当該サービスのアイコンを並べてリンクする。

パターンA（メガメニュー方式）では、フッタ右下に記載し、パターンB（ローカルナビ方式）では、ローカルナビ下に記載する。

複数部門でアカウントを保有する場合にはアイコン群の下に、他のアカウントへのリンクへのボタンを配置し、関連リンクページに移行する。

### 3. 1. 7 フッタ

#### 1) サイトマップ（メガフッタ）

Webサイト内の構成を一覧できるサイトマップをフッタに記載する。

#### 2) 利用規約・免責事項・著作権

Webサイトの利用規約（政府標準利用規約など）、利用にあたっての免責事項、著作権などの記載ページに移動する。

なお、自ら作成したコンテンツの著作権は各府省が保有するが、政府標準利用規約を用いている場合は、第三者に権利がある部分を除き、公序良俗に反しない等の条件付きで誰でも自由に二次利用できる。

#### 3) プライバシーポリシー

Webサイトのプライバシーポリシーを記載したページに移動する。

#### 4) ウェブアクセシビリティ

Webサイトのウェブアクセシビリティ方針などを記載したページに移動する。

#### 5) 郵便番号/住所/電話番号

当該組織の所在地情報等を記載する。

#### 6) アクセス

所在地へのアクセス方法を記載したページ（地図あり）に移動する。

#### 7) 御意見・問い合わせ

意見・問い合わせ等の連絡先や投稿フォームを提供する。

### 8) 組織名称と法人番号

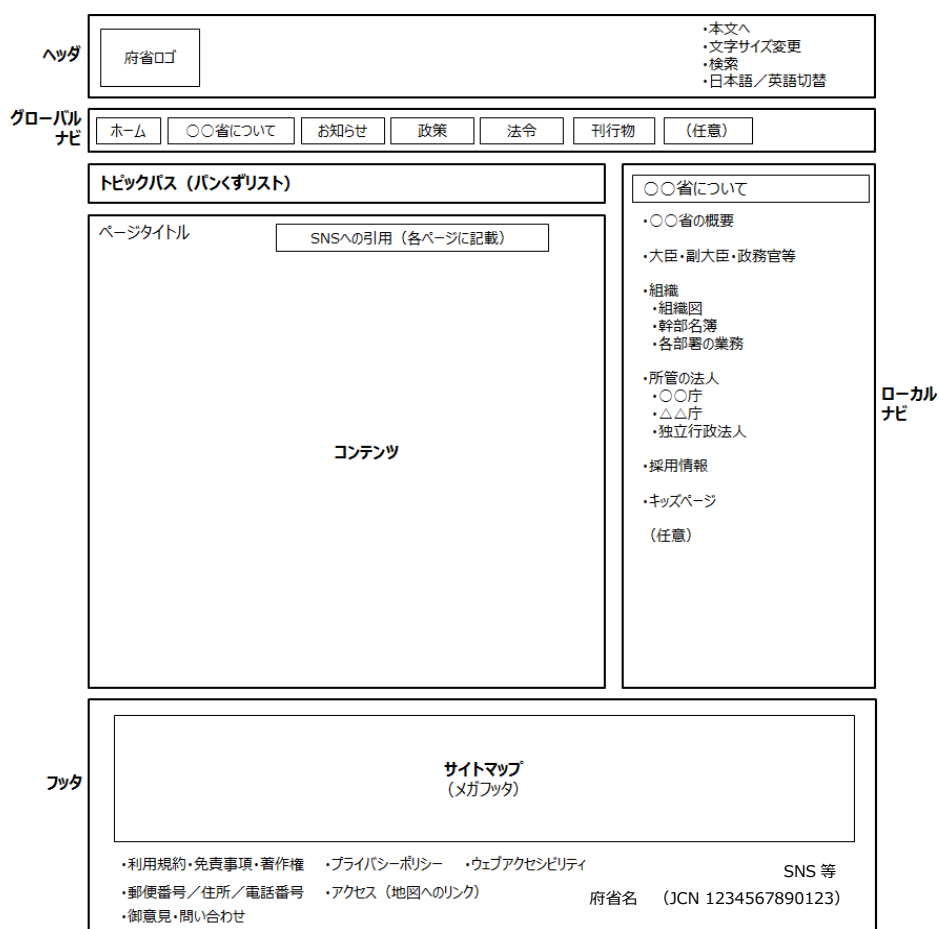
組織名称と法人番号を記載する。

記載例：組織名（法人番号 1234567890123）

## 3. 2 トップページ以外のデザイン

トップページ以外のページについても統一的なデザインを適用する。

図3：トップページ以外のデザインイメージ



### 3. 2. 1 ヘッダ

トップページと同一のヘッダを利用する。ヘッダ内の府省ロゴは、クリックするとトップページに移動するリンクを設置する。

### 3. 2. 2 ナビゲーション

グローバルナビの直下に、Web 内の位置を表示するトピックパスを記載する。  
また当該ページが含まれるグローバルナビの大分類、中分類等に加えて、更に詳細分類がある場合には、右側にローカルナビとしてコンテンツタイトルを記載する。

### 3. 2. 3 コンテンツ

#### 1) 大分類・中分類の案内・情報ページ

大分類・中分類に関して案内ページが必要な場合には、情報一覧などの情報の提供を行う。また、分類内の内容情報を提供する場合には、その情報内容を記載する。

#### 2) 政策情報などの情報ページ

コンテンツをわかりやすく記載する。コンテンツには、その情報に関するタグを付加する。タグは、関連産業等を示す「カテゴリ」、コンテンツの種類を示す「コンテンツタグ」を付与する。タグは複数付与することが可能である。

#### 3) SNSへの引用

Facebook、Twitter など拡散を期待されるページについては、個々のページに共有のためのプラグインを配置する。

### 3. 2. 4 フッタ

トップページと同じフッタを表示する。

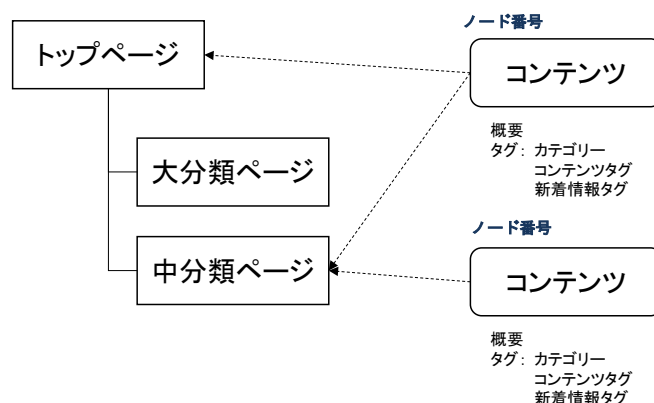
## 4 サイト構造と検索

### 4. 1 コンテンツ

コンテンツは、複数のタグを付与することで自由な検索性を持たせる。PDF で情報提供する場合、HTML での情報提供を並行して行う等、利用者に配慮した工夫を行う。また、コンテンツ内容を SNS 等に発信するための機能をつけることも可能である。

動的 CMS を採用している Web サイトにおいては、コンテンツは、サイト構造と独立し、ブロック化して整備する。ディレクトリ内に固定するのではなく、ノード番号を付与して管理するパーマリンク構造にすることが望ましい。

図4：サイト構造のイメージ



## 4. 2 タグ等

タグとは、コンテンツの見出しとして付加する情報である。各コンテンツは、「カテゴリ」「コンテンツタグ」をそれぞれ1つ以上付与する。最新情報としてトップページに表示するコンテンツには、「最新情報タグ」も付与するものとする。また、サイト全体の利用条件と異なる利用条件になるコンテンツには、「利用条件タグ」もコンテンツに付与する。(タグ一覧の詳細は参考2「1. タグ」を参照)

別紙2のタグに当てはめることができない場合は、タグは空白とすること。タグをフリー入力することは推奨しない。

### 1) カテゴリ

対象産業等、コンテンツの内容を表すタグである。利用者の利便性と政府内の他情報との整合性を考慮して、日本標準産業分類及び統計分類により構成される。

### 2) コンテンツタグ

報告書等、コンテンツの種類を示すタグである。

### 3) 最新情報タグ

最新情報欄に表示するタグである。

### 4) 利用条件タグ

コンテンツに利用条件があるときには、その利用条件をタグで付与する。

## 4. 3 ディレクトリ

ディレクトリは、サイト内の情報ブロックを示すものである。トップ層のディレクトリを以下にすることが望ましい。(ディレクトリ一覧の詳細は参考2「2. ディレクトリ」を参照)

#### 1) 地域ディレクトリ

地方支分局による情報発信等、地域性のあるコンテンツを整理して表示するとき  
に使用するディレクトリである。地域ディレクトリではなくサブドメインとして運  
用することも可能である。

#### 2) ローカルナビ・ディレクトリ

ローカルナビに示される重要情報を、情報種別ごとに表示するためのディレク  
トリーである。

#### 3) 言語ディレクトリ

Web ページの言語を示すためのディレクトリである。

### 4. 4 検索

サイトでは、サイト内の全文検索機能を付与する。対象はサイト内に直接表示される  
コンテンツであり、各コンテンツからリンクやダウンロードする情報内の検索までは  
含まない。

## 5 機能等

### 5. 1 アクセシビリティ

高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、「高齢者・障害者等配慮設計指針  
—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部：ウェブコンテンツ」  
(JIS X 8341-3:2016) に基づき対応を進めるものとする。

### 5. 2 モバイル

様々な種類の機器や画面サイズに単一のファイルで対応可能なようにレスポンシブ  
Web デザインを採用することが望ましい。

### 5. 3 多言語

HTML 5 を使うなど、自動翻訳を活用しやすい仕組みを採用する。

### 5. 4 検索エンジン等対応

検索エンジンから Web サイトを訪問する利用者が多いことから、コンテンツへの適

切なタグ付け等、検索が容易な構成にする。また、各ページやダウンロードするコンテンツのメタデータに、25 文字以内のタイトルと 140 文字以内の概要説明を付与することで、引用表示されるときに正確な情報が伝わるようにすることが望ましい。

## 5. 5 ブラウザ

ブラウザの普及状況を勘案し、当該サイトを利用できるブラウザの種類とバージョンを明確にする。

## 5. 6 API

メガメニューやローカルナビに示されるコンテンツは、基本的に API による情報提供を行い、情報の活用を促進する。

## 5. 7 CMS

Web サイトの品質を向上させ、運用を正確に行うために CMS を活用することが望ましい。

## 5. 8 IPv6 対応

「政府情報システムに係る IPv6 対応の取組について」（平成 23 年 11 月 2 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に基づき対応を進めるものとする。

対応を進めるに当たっては、統一基準に準拠した各府省の情報セキュリティポリシーに基づきサイトを構築する。

## 5. 9 セキュリティ

サイトの信頼性を確保するために、各府省の Web サイトでは電子証明書を活用する。具体的には、ウェブコンテンツが改ざん等なく真正なものであることの確認並びに盗聴による第三者への情報の漏えいの防止及び正当なウェブサーバであることの確認を利用者ができるようにするため、TLS(SSL)を用いた暗号化の機能及び電子証明書による認証の機能を設けることを推奨する。

統一基準では、ソーシャルメディアサービスによる情報発信を除き、Web サイトが実際の府省庁提供のものであることを利用者が確認できるように、go ドメインを利用することを求めているが、例外的に go ドメイン以外を使用している場合は、電子証明書の活用に加えて、運用元を web サイトに明記するとともに、政府で一元的に提供するホ



ホワイトリスト（注）と相互リンクする。

なお、非 go ドメインを go ドメインに移行する場合は、旧ドメインの運用停止案内（案内の中で旧ドメインの保持についても言及する）をするとともに、旧ドメインへのアクセス状況を踏まえるなどして少なくとも1年以上運用しつつ、新ドメインにサービスの移行をした上で新ドメインの案内ページの表示を行う。また、旧ドメイン運用停止後一定期間旧ドメインの所有を行い、ウェブサイトの利用者が検索サイト等を経由して不正なウェブサイトへ誘導されないよう対策を講ずる。

当該サイトからリンク先などの外部サイトへ移動する場合があるが、利用者が気付かないことがあるため、利用者に当該サイトから外部サイトに移動する旨を確認する表示を行うことが望ましい。

上記を順守するとともに統一基準に準拠した各府省の情報セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティ対策を実施する。例えば、「3. 1. 6 SNS 等（ソーシャルメディア）」については統一基準の遵守事項 4. 1. 3 の規定に従う必要があり、また、Web サイトの各種機能を実現するために API や CMS を含む各種ツールを使用する場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かないよう、統一基準の遵守事項 6. 3. 1 (2) の規定に従う必要がある。さらに、これらの遵守事項を満たすための具体的な対策方法については内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が提供している府省庁対策基準策定のためのガイドラインを参照されたい。

（注）ホワイトリスト：各府省が保有する Web サイト及びドメイン等の情報をリスト化したもの。内閣官房（IT 総合戦略室）が提供する Web ページにおいて公開予定。

## 5. 10 利用規約

Web サイトの利用規約は、政府標準利用規約を使用すること。

## 5. 11 バナー

トップページのバナーは、利用者のサイト全体への視認性を悪化させる可能性もあることから利用を推奨しない。トップページへのバナーの表示を行わずに、リンクページを別途整備するなどにより実施する。また、サイトの視認性を向上させるために、バナーのデザイン変更も必要に応じて実施する。バナーのサイズは、国内で主流であるハーフバナー（234×60IMU）を基本とする。

## 参考 1 コンテンツの大分類、中分類と該当する共通カテゴリの内容

大分類	中分類	共通カテゴリ
〇〇省について	〇〇省の概要	組織・制度の概要 ○ 所管行政の概要
	大臣・副大臣・政務官等	組織・制度の概要
	組織	組織・制度の概要 ○ 内部部局、審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局の内部組織、任務、担当する主要な事務又は事業 ○ 幹部職員名簿 ○ 可能な限り課等の単位までの電話番号・ファクシミリ番号、メールアドレス（メールフォームによる場合を含む。） ○ 所在案内図（電話番号を含む）
	所管の法人	所管の法人 ○ 所管法人及び国立大学法人等（可能な限り「組織・制度の概要」に準じた情報）、特別の法律により設立される民間法人に関する情報
	採用情報	
	キッズページ	
お知らせ	会見	大臣等記者会見 ○ 大臣等記者会見の概要
	パブリック・コメント	パブリック・コメント ○ 行政手続法に基づく掲載
	報道発表	報道発表資料
	行事案内	
	調達・公募情報	調達情報 ○ 各種調達に係る案内（意見招請、資料提供招請、一般競争入札の入札公告） ○ 個々の調達に係る情報（仕様書等） ○ 入札の結果等の情報（落札者名、結果等） 等
政策	政策一覧	
	審議会・研究会	審議会・研究会等 ○ 答申・報告書等の全文及び要旨 ○ 審議録の要旨又は全文 ○ 関係資料の全部又は抜粋

	予算・決算	予算及び決算の概要
	申請・届出等	申請・届出等の手続案内 ○ 手続案内 ○ 様式、記入方法及び記入例 ○ 審査基準、標準処理期間 等
	政策評価等	評価結果等 ○ 政策評価の結果等
	情報公開	情報公開 ○ 情報公開の手続・窓口案内情報
法令	所管法令	所管の法令、告示・通達等 ○ 所管法令の一覧及び全文 ○ 所管の告示・通達（法令等の解釈、運用の指針等に関するもの）その他国民生活や企業活動に関連する通知等（行政機関相互に取り交わす文書を含む。）の一覧及び全文 ○ 新規に制定された法令の全文、概要その他分かりやすい資料 ○ 改正された法令の全文、改正の概要その他分かりやすい資料
	国会提出法案	国会提出法案 ○ 国会に提出した法律案の全文、概要その他分かりやすい資料
	告知	所管の法令、告示・通達等
	通知・通達	所管の法令、告示・通達等
	法令適用事前確認手続	法令適用事前確認手続 ○ 行政機関による法令適用事前確認手続の導入について（平成13年3月27日閣議決定。平成19年6月22日最終改正）に基づく掲載
刊行物	白書等	白書・年次報告書等 ○ 白書等の全文及び要旨
	統計	統計調査結果 ○ 統計資料その他の公表資料
	出版物	
	広報誌・パンフレット	

※○○省は、府省名もしくは当省等の省略名を記載する。

## 参考2 タグ、ディレクトリー一覧

### 1. タグ

#### (1) カテゴリタグ

コンテンツを目的別に活用するためのタグである。日本標準産業分類の大分類と統計分野のうち日本標準産業分類と重複する部分を省略した一部分野をもとに、以下のカテゴリを各コンテンツに最低1つ付与する。(英大文字が付与されたものが日本標準分類に準拠するもの、数字で示されるのが統計分野に準拠するものである。)

- A 農業, 林業
- B 漁業
- C 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- H 運輸業, 郵便業
- I 卸売業, 小売業
- J 金融業, 保険業
- K 不動産業, 物品賃貸業
- L 学術研究, 専門・技術サービス業
- M 宿泊業, 飲食サービス業
- N 生活関連サービス業, 娯楽業
- O 教育, 学習支援業
- P 医療, 福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業 (他に分類されないもの)
- S 公務 (他に分類されるものを除く)
- T 分類不能の産業
- 011 国土
- 012 気象
- 020 人口・世帯
- 030 労働
- 070 企業・家計・経済
- 102 観光

- 141 司法
- 142 安全
- 143 環境
- 144 災害
- 160 国際

※ 統計分野での「司法・安全・環境」は、範囲が広いため、「司法」「安全」「環境」に3分割した。更に、詳細分類の「災害」を追加した。

※ 頭3桁の数字は整理用に付与したものである。

## (2) コンテンツタグ

コンテンツの種類を表現するタグであり、国立国会図書館の「国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和24年国立国会図書館規程第3号）第1条に規定する国の諸機関が納入すべき出版物の部数について」に示される表1及び表2を基に、利用者に分かりやすい表現に変更している。

※参考 URL: [http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit/pdf/deposit\\_rule.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit/pdf/deposit_rule.pdf)

コンテンツタグ	国会図書館の納本メタデータ（表1）
年鑑、白書	1 年鑑、要覧及び職員録
業務報告	2 業務報告（刊行頻度が年1回以下のもの）
予算書及び決算書	3 予算書及び決算書
統計	4 統計書（刊行頻度が年1回以下のもの）
法令等	5 官報（国会の会議録を含む。）並びに法令集、規則集及び判例集
法令等	6 法律解説書
コンテンツタグ	国会図書館の納本メタデータ（表2）
小冊子	1 小冊子（5頁以上48頁以下の非定期刊行出版物。ただし、表1に掲げる出版物に該当するものを除く。）
音楽・映像	2 音楽・映像資料
地図・海図	3 地図・海図
外国資料	4 翻外国刊行資料の和訳又は外国事情の紹介にとどまるもの
追録類	5 追録類で維持、保管等の取扱いに困難の多いもの
定期資料	6 日刊又は週刊の資料

報告書	7 委託による調査研究報告書類
その他	

### (3) 最新情報タグ

最新情報の情報内容を示すタグである。最新情報には「広報」のように情報内容が利用者に理解できるように1つ付与する。

- 010 広報
- 020 報道発表
- 030 記者会見
- 100 開催情報
- 110 行事情報
- 120 会議情報
- 200 基本政策
- 2XX (政策分野)
- 300 予算・決算
- 400 白書・統計
- 500 国際
- 600 採用情報
- 610 公募情報
- 700 お知らせ
- 800 重要
- 900 その他

※ 頭3桁の数字は整理用に付与したものである。(XXは各府省で自由に付与)

※ 2XX(政策分野)は、各府省が政策分野別に情報提供している場合には、政策分野名を使用する。

### (4) 利用条件タグ

コンテンツの利用条件を示すタグである。利用者が情報利活用しやすいように、クリエイティブコモンズに従い利用条件を記載する。特に記載のないものは、サイト全体の利用規約に準拠することとする。

- 010 CC BY 表示
- 020 CC NC 非営利
- 030 CC ND 改変禁止
- 040 CC SA 継承

## 900 その他

※ 頭3桁の数字は整理用に付与したものである。

## 2. ディレクトリ

Webサイトのディレクトリ名を示す。

### (1) 地域ディレクトリ

地域を表す時に以下のディレクトリ名を使用する。また、下記以外で、県名や地域名を基にディレクトリを作る必要がある場合は、総務省統計局の表記を参照する。

hokkaido  
tohoku  
kanto  
chubu  
kinki  
chugoku  
shikoku  
kyushu  
okinawa  
kyushu-okinawa  
hokuriku  
shinetsu

### (2) コンテンツディレクトリ

メガメニューやローカルナビに示されるコンテンツは、以下のディレクトリに格納する。

大分類	中分類	ディレクトリ名
〇〇省について	〇〇省の概要	about
	大臣・副大臣・政務官等	member
	組織	organization
	所管の法人	agency
	採用情報	recruitment
	キッズページ	kids
お知らせ	会見	statement

	パブリック・コメント等	consultation
	報道発表	release
	行事案内	event
	調達・公募情報	procurement
政策	政策一覧	policy
	審議会・研究会	council
	予算・決算	budget
	申請届出等	application
	政策評価等	evaluation
	情報公開	disclosure
法令	所管法令	law
	国会提出法案	law
	告知	law
	通知・通達	law
	法令適用事前確認手続	law
刊行物	白書等	publication
	統計	statistics
	出版物	publication
	広報誌・パンフレット	publication

### (3) 言語ディレクトリ

Web ページの多言語対応をする場合、言語の名称の略号を規定した国際規格 (ISO 639) もしくは、国名およびそれに準ずる区域、都道府県や州といった地域を規定した国際規格 (ISO-3166) に従うこと。

日本語   jp  
 英語       en  
 中国語    cn